

●香川県公安委員会告示第5号

香川県公安委員会表彰規程を次のように定める。

平成21年3月31日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

香川県公安委員会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 公安委員会が行う表彰は、次のとおりとする。

(1) 表彰状

(2) 感謝状

2 表彰状は、県民等から賞賛され、又は感謝されるなど警察の威信を高め、顕著な功労があると認められる香川県警察職員（以下「職員」という。）又は顕著な業績があると認められる香川県警察本部の部若しくは課、隊若しくは所、香川県警察学校、警察署その他これらに準ずるもの若しくは捜査本部、警備本部その他これらに準ずるもの（以下「部署」という。）に対して授与する。

3 感謝状は、警察運営に関し多大な功労があると認められる職員以外の個人又は部署以外の団体その他の組織に対して授与する。

(表彰の推薦)

第3条 香川県警察本部長（以下「本部長」という。）は、前条第2項及び第3項に規定する功労又は業績があると認めるときは、公安委員会に対し、別記様式第1号の推薦書により推薦するものとする。

2 公安委員会は、本部長に対し、前項の規定による推薦に関し必要な助言を行うことができる。

(表彰の審査及び決定)

第4条 公安委員会は、本部長から推薦があったものについて審査し、表彰の要否を決定するものとする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状又は感謝状を授与して行う。この場合において、必要があると認めるときは、これに副賞を付することができる。

(死亡又は退職時の表彰)

第6条 表彰を受けるべき者が表彰前に死亡し、又は退職したときは、生前又は退職の日にさかのぼって表彰することができる。

(表彰の除外)

第7条 表彰を受けるものに非行その他表彰することが不相当と認められる理由があるときは、表彰を行わないことができる。

(表彰の記録)

第8条 公安委員会は、表彰を行ったときは、別記様式第2号の表彰台帳に記録するものとする。

(表彰状等の書式)

第9条 第2条第1項に規定する表彰の書式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式の例によるものとする。

(1) 表彰状の書式 別記様式第3号

(2) 感謝状の書式 別記様式第4号

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、公安委員会が行う表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

香川県公安委員会 殿

香川県警察本部長

推 薦 書

表 彰 の 種 類	
表 彰 の 事 案	
被 推 薦 者	
功 労 又 は 業 績 の 概 要	
参 考 事 項	

備考

- 1 表彰状に係る推薦書にあっては、被推薦者の欄に被推薦者の職員番号、所属、階級、係名、氏名及び年齢又は被推薦部署名を記入すること。
- 2 感謝状に係る推薦書にあっては、被推薦書の欄に被推薦者の住所、職業、氏名及び年齢又は被推薦団体（組織）名及び代表者名を記入すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第8条関係）

表 彰 台 帳

（種類）

番号	表彰年月日	被 表 彰 者	功労又は業績の内容	副賞	備考

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第3号 (第9条関係)

表 彰 状	君は(貴 は)	その功勞(業績)をたたえ表彰する	年月日	香川県公安委員会 委員長	印	所屬・氏名(部署名)
-------------	------------	------------------	-----	-----------------	---	------------

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列3番とする。

別記様式第4号 (第9条関係)

感 謝 状	あなたは(貴 は)	その功勞(業績)をたたえ感謝の意を表します	年月日	香川県公安委員会 委員長	印	住所・氏名(団体名)
-------------	--------------	-----------------------	-----	-----------------	---	------------

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列3番とする。